

道路交通法等の一部改正

令和4年5月13日施行

高齢運転者対策の推進に関する規定の整備

○ 運転技能検査制度の導入

75歳以上の普通自動車対応免許の保有者のうち、一定の違反歴がある方は、運転免許の更新時に運転技能検査を受検しなければなりません。

運転技能検査の対象となる一定の違反

信号無視	通行区分違反	通行帯違反等	速度超過	横断等禁止違反	踏切不停止等・ 遮断踏切立入り
交差点右左折 方法違反等	交差点安全進 行義務違反等	横断歩行者 等妨害等	安全運転 義務違反	携帯電話 使用等	

※ 基準日から過去3年間に上記の違反をした方が運転技能検査の対象となります。
(基準日とは、運転免許証の有効期間が満了する日の直前の誕生日から160日前の日です)
運転技能検査の対象となる方には、公安委員会から通知があります。

運転技能検査の内容

運転技能検査の内容は、普通自動車を使用し、次の項目について検査を行います。

- ✓ 幹線コース・周回コース等の走行（指定速度による走行を含む。）
- ✓ 交差点の通行（一時停止、信号通過、右折及び左折を含む。）
- ✓ 段差の乗り上げ

※検査は何回でも受検できますが、合格しないと運転免許証の更新はできません。

○ 認知機能検査の方法等の見直し・高齢者講習の内容の見直し

認知機能検査の結果は「認知症のおそれあり」「認知症のおそれなし」の2区分となります。

また、認知機能検査の内容が以下の2項目となります。

- ① 16種類のイラストを確認し、回答する
- ② 現在の年・月・日・曜日・時刻を記載する

高齢者講習は2時間講習に一元化されます。

※運転技能検査合格者や大特・小特・原付免許のみ保有している方は、実車指導がないため講習が1時間の講習になります。

○ 申請によるサポートカー限定免許の導入

申請により、「サポートカー限定免許」が付与されます。

サポートカー限定免許で条件に該当しない車を運転した場合は違反となります。

道路交通法等の一部改正

令和4年5月13日施行

第二種免許等の受験資格の見直しに関する規定

○ 第二種免許等の受験資格の緩和

【基本の受験資格】

第二種免許	21歳以上かつ普通免許等の保有期間が3年以上
大型免許	
中型免許	20歳以上かつ普通免許等の保有期間が2年以上

本来の受験資格は上記のとおりですが、「特例教習」を修了した方で、年齢19歳以上かつ普通免許等（準中型免許を含む。）を1年以上保有していれば、第二種免許、大型免許、中型免許を受験できる特例が設けられました。

特例教習

- ・年齢及び経験で培われる「自己制御能力、危険予測・回避能力」を養成するための教習を実施。

【座学・実車教習36時限程度】

○ 若年運転者講習

上記受験資格緩和の特例で大型免許等を取得した者が、本来の受験資格を満たす年齢（大型免許・第二種免許は21歳、中型免許は20歳）に達するまでの間（若年運転者期間）に違反行為をして合計点数が3点以上（1回の違反行為で3点となる場合を除く）に達した場合、若年運転者講習の対象となります。

若年運転者講習の対象となる方には、公安委員会から通知があります。

若年運転者講習

- ・運転者としての資質の向上に関すること及び自動車の運転に必要な適性について実施

【9時間程度(2日間)】

✓ 注意点

- ✓ 若年運転者講習を受講しなかった場合又は、若年運転者講習を受講後に再び基準に該当する違反等を行った場合は、特例で取得した免許は全て取消されます。
- ✓ 若年運転者期間中に特例で取得した免許を取消された場合は、本来の受験資格の年齢に達するまでの間、特例を受けて第二種免許、大型免許、中型免許を取得することができません。